様式第2号（第7条関係）

浄化槽設置整備事業融資あっせん決定通知書

|  |
| --- |
| 第　　　　　号  申請者　　　　　様  （住所　　　　　　　　　　　　　　　）  　　　　年　　月　　日付け申請の浄化槽設置整備事業融資あっせん申請については、下記のとおり決定したので通知します。  　　　　　年　　月　　日  丸亀市長  記  １　施工場所  ２　融資あっせん決定額　金　　　　　　円  ３　融資条件　(１)　利子　利子は全額市において補給する。（ただし、遅延利子を除く。）  (２)　償還　融資を受けた日の属する月の翌月からとし、償還額は設置工事１件につき毎月　　　円とする。  (３)　その他  ４　融資あっせんの有効期限　　　　年　　月　　日まで  ５　その他　本決定後、丸亀市浄化槽設置整備事業融資あっせん及び利子補給に関する要綱第9条の各号に該当することになった場合は、本決定を取消し、補給分利子については、全額返済していただくことになります。 |

（注）　この通知書は融資申請のときに必ず添付してください。